

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年1月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和3年10月9日（土）午後1時頃、周南市大字巢山の林道鹿野豊田線を走行中の自動二輪車が、道路の陥没の段差に衝突し、車輪が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥11,858-

2 専決処分の年月日

令和3年12月28日